

(別紙 5)

2023 年 9 月 18 日

11 月祭事務局

第 65 回京都大学 11 月祭 全面禁酒細則 (案)

(目的)

第一条 この規則は、第 65 回京都大学 11 月祭において飲酒による問題の発生を防ぐための「第 65 回京都大学 11 月祭における酒類取り扱いに関する宣言」を実現することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規則の適用期間は 11 月祭開催期間および片付け日とする。

2 本規則の適用場所は本部構内（教育学部祭の開催場所を除く）と吉田南構内（吉田寮を除く）とする。

(定義)

第三条 本規則での酒類は、酒税法の定めを準用する。

（「酒税法」第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの又はアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。（抜粋））

2 本規則での酒類保持とは、酒類を所持、保管することである。

3 本規則での酒類持込とは、酒類を本規則適用範囲外から内に運ぶことである。

4 本規則での飲酒行為とは、酒類を摂取する行為のことである。

5 本規則での酒類提供とは、酒類を有償無償問わず、他者に提供することである。

6 本規則での飲酒者は、道路交通法施行令の定めを準用する。

（「道路交通法施行令」第四十四条の三 法第百十七条の二の二第一項第三号の政令で定め

る身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。(抜粋))

(禁止事項)

第四条 次の各号にあげる事項については原則禁ずる。

- 一 本規則適用範囲内における酒類保持・持込
- 二 本規則適用範囲内における飲酒行為
- 三 本規則適用範囲内における飲酒者の滞在
- 四 本規則適用範囲内における酒類提供

2 前一項に当てはまる事項であっても、正当な目的を有すると 11 月祭本部が認めるものについては禁止しない。

(酒類保持・持込への対応)

第五条 酒類の保持または持込が発見された場合、11 月祭本部は当該酒類の没収もしくは当該者の本規則適用範囲外への退去を命じること、またはその両方を行うことができる。

2 企画に関連する者の酒類の保持または持込が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(飲酒行為・飲酒者の滞在への対応)

第六条 飲酒行為または飲酒者の滞在が発見された場合、11 月祭本部は当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 企画に関連する者の飲酒行為または飲酒者としての滞在が発見された場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(酒類提供への対応)

第七条 酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該行為をやめさせた上で、当該酒類の没収もしくは当該者の本規則適用範囲外への退去を命じること、またはその両方を行う

ことができる。

2 企画に関連する者の酒類提供が発見された場合、11 月祭本部は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(その他の対応)

第八条 上記第四条から第七条に当てはまらない場合においても、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該酒類の没収を行うことや当該者の本規則適用範囲外への退去を命じることができる。

2 上記第四条から第七条に当てはまらない場合においても、企画に関連する者の酒類に関連する問題行為の場合、11 月祭本部の判断によって個別の事情を勘案の上、必要であれば当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

3 極めて悪質な行為が発見された場合、全学実行委員会を経て個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行うことができる。

4 企画出展場所において禁止事項に該当する行為を容認したと判断される場合、11 月祭本部は当該企画に注意を行った後、改善が見られない場合は当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止を行うことができる。

(適用範囲外への対応)

第九条 本規則適用範囲周辺においても、11 月祭本部は本規則の趣旨に照らして必要かつ相当な注意喚起を行うことができる。

(酒類の没収)

第十条 11 月祭本部は本規則適用範囲内において発見された酒類の没収を行うことができる。

2 没収を行う際、所有者が明確である場合は、所有者に本人確認書類の提示を求める。また、その際に処分希望か返却希望かの選択を行ってもらう。処分希望の場合は 11 月祭本部が即時処分し、返却希望の場合は本規則適用終了後に返却期間を設け、本人確認ができた場合に返却を行う。返却期間終了後に残っている酒類については 11 月祭本部が処分する。

3 没収を行う際、所有者が明確でない場合は、本規則適用期間終了後に 11 月祭本部が処分する。

(禁止事項への違反の確認)

第十一条 禁止事項への違反の確認は 11 月祭本部スタッフが行う。

2 11 月祭本部は写真を撮影する等の証拠の保全を行うことができる。

3 11 月祭本部は必要に応じて声かけ、呼気の確認、所持品の確認等を行うことができる。

(手続規定)

第十二条 禁止事項への違反が確認されれば、11 月祭本部スタッフが直ちに措置の手続きに移る。

2 当該者に本人確認書類の提示を求め、11 月祭本部スタッフが違反情報を記録し、その記録に基づいて措置を行う。

3 当該酒類の没収や当該者の本規則適用範囲外への退去を命じる措置を行う場合には、当該者に対して説明を行う。

4 当該企画の保証金の没収や今年度の企画出展の停止の措置を行う場合には、当該企画の企画責任者（不在の場合はその代理の者）に対して説明を行う。

5 異議申立は説明の場のみで受け付け、それが妥当なものであると判断される場合に限り当該措置の解除を検討する。ただし、それ以後の異議申立は一切受け付けない。

6 個人または団体に対して次年度の企画出展の停止等の措置を行う場合も第十二条に準じる。